令和７年第５回　木津川市選挙管理委員会次第

日時　令和７年９月１日（月）午前 9 時 00 分～
場所　木津川市役所４階　会議室４－４

１　開　会

２　議　事

（１）令和７年９月選挙人名簿定時登録について

（２）裁判員候補者の選定について

（３）検察審査員候補者の選定について

（４）第２７回参議院議員通常選挙の結果等について

３　その他

４　閉　会

第８号様式その１

選 挙 人 名 簿 登 録 者 数 報 告 書

（市区町村名　木津川市）

令和７年９月１日現在

区　　分	男	女	計
前回定時登録日現在における名簿登録者数(A)	30,207	33,334	63,541
移替えによる異動者数(A′)	0	0	0
定時登録に係る補正登録者数(B)	0	0	0
選挙時登録者数(C)	213	216	429
選挙時登録に係る補正登録者数(D)	0	0	0
抹消者数(E)	506	451	957
今回定時登録者数(F)	211	238	449
今回定時登録日現在における名簿登録者数(A±A′+B+C+D−E+F)	30,125	33,337	63,462

上記のとおり報告します。

令和７年９月１日
京都府選挙管理委員会委員長　様

木津川市選挙管理委員会委員長　和田　稔

備考１　この報告は、９月１日（登録日の変更の場合は、その日）現在で調査してください。
２　(C)欄は、前回定時登録から今回定時登録までの間に行われた選挙時登録に係る数を記入してください。~~（２回以上の選挙時登録が行われた場合は、それぞれの登録者数の合計数とする。）~~
３　(E) 欄は、前回定時登録から今回定時登録までの間に抹消した者の数を記入してください。
４　(F) 欄は、９月１日現在において名簿に登録される資格を有する者で、同日（登録日の変更の場合は、その日）に登録された者の数を記入してください。
５　~~登録日を変更したときは、その変更の理由を記入してください。~~

第８号様式の２

在外選挙人名簿登録者数報告書

（市区町村名 木津川市）

令和７年９月１日現在

区　　分	男	女	計
前回報告時点における名簿登録者総数(A)	16	24	40
前回報告時点以降の登録者数(B)	0	0	0
前回報告時点以降の抹消者数(C)	1	1	2
今回登録者総数(A+B-C)	15	23	38

上記のとおり報告します。

令和７年９月１日
京都府選挙管理委員会委員長　様

木津川市選挙管理委員会委員長　和田　稔

備考　この報告は、公職選挙法第22条第１項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在（同日が衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの間にある場合を除く。）~~及び衆議院議員又は参議院議員の選挙の期日の公示又は告示のあつた日現在~~の登録者数について行ってください。

令和７年９月定時登録　投票区別　選挙人名簿登録者数

R7.9.1基準日

投票区	投票場所	参議院選挙	投票区間の移し替え移動者数	抹消者数				登録者数			9月定時登録	対参議院選挙時登録	
				転出抹消	死亡者	その他	計	転入	年齢到達	計	計	増減数	増減率
1	木津小学校	2,943	14	34	6	0	40	12	8	20	2,937	-6	-0.20
2	木津川市役所	2,394	-1	25	8	0	33	15	7	22	2,382	-12	-0.50
3	鹿背山会館	343	1	2	0	0	2	3	0	3	345	2	0.58
4	市坂集会所	544	4	4	5	0	9	2	0	2	541	-3	-0.55
5	梅谷区集会所	229	-1	3	0	0	3	0	1	1	226	-3	-1.31
6	相楽小学校	3,940	2	44	10	0	54	10	6	16	3,904	-36	-0.91
7	吐師会館	827	2	16	0	0	16	12	1	13	826	-1	-0.12
8	泉川団地集会所	1,107	3	10	6	0	16	0	0	0	1,094	-13	-1.17
9	東部交流会館	1,458	2	8	2	0	10	7	2	9	1,459	1	0.07
10	高の原小学校	3,690	1	42	7	0	49	16	6	22	3,664	-26	-0.70
11	兜谷集会所	3,199	-9	43	3	0	46	34	8	42	3,186	-13	-0.41
12	相楽台小学校	3,078	4	46	9	0	55	22	7	29	3,056	-22	-0.71
13	木津川台小学校	5,232	-1	65	6	0	71	20	10	30	5,190	-42	-0.80
14	梅美台小学校	5,414	-2	74	2	0	76	32	23	55	5,391	-23	-0.42
15	州見台小学校	5,635	-7	62	3	0	65	33	20	53	5,616	-19	-0.34
32	城山台小学校	6,072	-2	49	5	0	54	32	14	46	6,062	-10	-0.16
木津地区 16投票区計		46,105	10	527	72	0	599	250	113	363	45,879	-226	-0.49
16	加茂支所	2,457	2	24	1	0	25	31	2	33	2,467	10	0.41
17	加茂小学校	1,920	-1	13	5	0	18	0	5	5	1,906	-14	-0.73
18	加茂人権センター	353	-2	0	1	0	1	0	1	1	351	-2	-0.57
19	文化財整理保管センター分室	1,183	1	7	2	0	9	1	1	2	1,177	-6	-0.51
20	当尾の郷会館	432	0	2	1	0	3	0	0	0	429	-3	-0.69
21	南加茂台公民館	2,218	2	7	3	0	10	5	1	6	2,216	-2	-0.09
22	南加茂台小学校	1,659	-4	6	2	0	8	4	1	5	1,652	-7	-0.42
23	南加茂台第５集会所	833	-2	3	1	0	4	5	0	5	832	-1	-0.12
加茂地区 ８投票区計		11,055	-4	62	16	0	78	46	11	57	11,030	-25	-0.23
24	山城支所別館	1,020	2	4	1	0	5	1	2	3	1,020	0	0.00
25	上狛小学校	889	-4	13	0	0	13	9	0	9	881	-8	-0.90
26	椿井区公民館	628	0	5	3	0	8	2	0	2	622	-6	-0.96
27	北河原区公民館	288	-2	1	2	0	3	0	1	1	284	-4	-1.39
28	神童子公民館	98	0	0	0	0	0	0	0	0	98	0	0.00
29	大平尾会館	1,444	0	13	1	0	14	3	6	9	1,439	-5	-0.35
30	北平尾区ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ	956	-2	17	1	0	18	2	1	3	939	-17	-1.78
31	棚倉小学校	1,277	0	9	0	0	9	2	0	2	1,270	-7	-0.55
山城地区 ８投票区計		6,600	-6	62	8	0	70	19	10	29	6,553	-47	-0.71
木津川市域　総 計		63,760	0	651	96	0	747	315	134	449	63,462	-298	-0.47

選挙人名簿登録者の推移

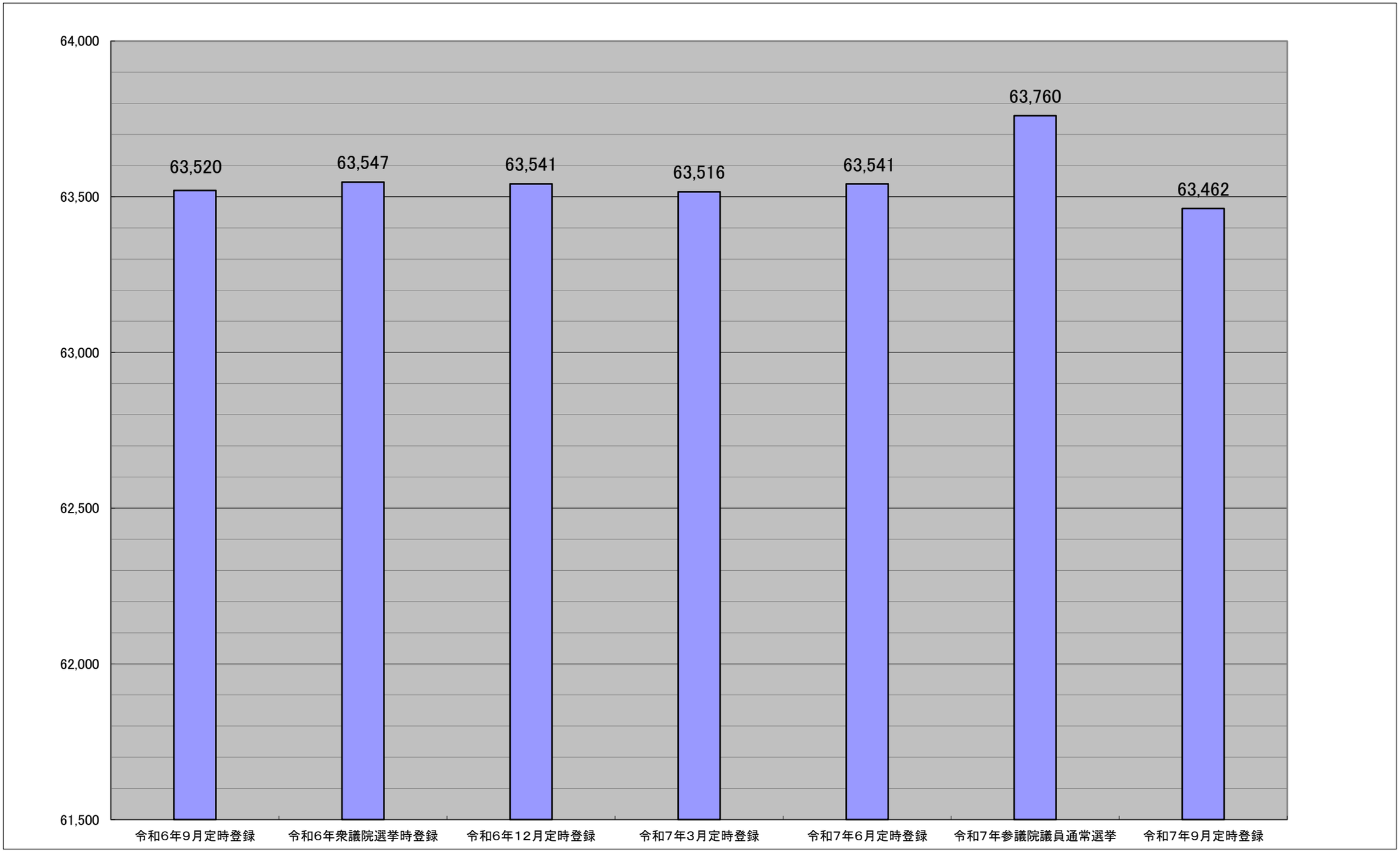

議事２

裁判員候補者予定者選定について

『裁判員の参加する刑事裁判に関する法律』に基づき、候補者予定者を選定します。

① ９月定時登録の選挙人名簿から選定

↓

② 選定人数については、６月定時登録の選挙人名簿登録者総数が基準となり、京都地方裁判所から割当（通知済）木津川市は　　１３６人

↓

③ 選挙管理委員会で選定（名簿調製プログラム）

↓

④ １０月１５日までに京都地方裁判所に報告【本年は９月２４日までに報告】

根拠法令　**裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（抜粋）**

（裁判員の選任資格）

第十三条　裁判員は、衆議院議員の選挙権を有する者の中から、この節の定めるところにより、選任するものとする。

（欠格事由）

第十四条　国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第三十八条の規定に該当する場合のほか、次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を有する者は、この限りでない。

二　拘禁刑以上の刑に処せられた者

三　心身の故障のため裁判員の職務の遂行に著しい支障がある者

（就職禁止事由）

第十五条　次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員の職務に就くことができない。

一　国会議員

二　国務大臣

三　次のいずれかに該当する国の行政機関の職員

イ　一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員（ニに掲げる者を除く。）

ロ　一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律（平成十二年法律第百二十五号）第七条第一項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、同表七号俸の俸給月額以上の俸給を受けるもの

ハ　特別職の職員の給与に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十二号）別表第一及び別表第二の適用を受ける職員

ニ　防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号。以下「防衛省職員給与法」という。）第四条第一項の規定により一般職の職員の給与に関する法律別表第十一指定職俸給表の適用を受ける職員、防衛省職員給与法第四条第二項の規定により一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律第七条第一項の俸給表に定める額の俸給（同表七号俸の俸給月額以上のものに限る。）を受ける職員及び防衛省職員給与法第四条第六項の規定の適用を受ける職員

四　裁判官及び裁判官であった者

五　検察官及び検察官であった者

六　弁護士（外国法事務弁護士を含む。以下この項において同じ。）及び弁護士であった者

七　弁理士

八　司法書士

九　公証人

十　司法警察職員としての職務を行う者

十一　裁判所の職員（非常勤の者を除く。）

十二　法務省の職員（非常勤の者を除く。）

十三　国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）

十四　判事、判事補、検事又は弁護士となる資格を有する者

十五　学校教育法に定める大学の学部、専攻科又は大学院の法律学の教授又は准教授

十六　司法修習生

十七　都道府県知事及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長

十八　自衛官

２　次のいずれかに該当する者も、前項と同様とする。

一　拘禁刑以上の刑に当たる罪につき起訴され、その被告事件の終結に至らない者

二　逮捕又は勾留されている者

（辞退事由）

第十六条　次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。

一　年齢七十年以上の者

二　地方公共団体の議会の議員（会期中の者に限る。）

三　学校教育法第一条、第百二十四条又は第百三十四条の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）

四　過去五年以内に裁判員又は補充裁判員の職にあった者

五　過去三年以内に選任予定裁判員であった者

六　過去一年以内に裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（第三十四条第七項（第三十八条第二項（第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。第二十六条第三項において同じ。）の規定による不選任の決定があった者を除く。）

七　過去五年以内に検察審査会法（昭和二十三年法律第百四十七号）の規定による検察審査員又は補充員の職にあった者

八　次に掲げる事由その他政令で定めるやむを得ない事由があり、裁判員の職務を行う

こと又は裁判員候補者として第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭することが困難な者

イ　重い疾病又は傷害により裁判所に出頭することが困難であること。

ロ　介護又は養育が行われなければ日常生活を営むのに支障がある同居の親族の介護又は養育を行う必要があること。

ハ　その従事する事業における重要な用務であって自らがこれを処理しなければ当該事業に著しい損害が生じるおそれがあるものがあること。

ニ　父母の葬式への出席その他の社会生活上の重要な用務であって他の期日に行うことができないものがあること。

ホ　重大な災害により生活基盤に著しい被害を受け、その生活の再建のための用務を行う必要があること。

（事件に関連する不適格事由）

第十七条　次の各号のいずれかに該当する者は、当該事件について裁判員となることができない。

一　被告人又は被害者

二　被告人又は被害者の親族又は親族であった者

三　被告人又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人

四　被告人又は被害者の同居人又は被用者

五　事件について告発又は請求をした者

六　事件について証人又は鑑定人になった者

七　事件について被告人の代理人、弁護人又は補佐人になった者

八　事件について検察官又は司法警察職員として職務を行った者

九　事件について検察審査員又は審査補助員として職務を行い、又は補充員として検察審査会議を傍聴した者

十　事件について刑事訴訟法第二百六十六条第二号の決定、略式命令、同法第三百九十八条から第四百条まで、第四百十二条若しくは第四百十三条の規定により差し戻し、若しくは移送された場合における原判決又はこれらの裁判の基礎となった取調べに関与した者。ただし、受託裁判官として関与した場合は、この限りでない。

（その他の不適格事由）

第十八条　前条のほか、裁判所がこの法律の定めるところにより不公平な裁判をするおそれがあると認めた者は、当該事件について裁判員となることができない。

（準用）

第十九条　第十三条から前条までの規定（裁判員の選任資格、欠格事由、就職禁止事由、辞退事由、事件に関連する不適格事由及びその他の不適格事由）は、補充裁判員に準用する。

（裁判員候補者の員数の割当て及び通知）

第二十条　地方裁判所は、最高裁判所規則で定めるところにより、毎年九月一日までに、次年に必要な裁判員候補者の員数をその管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

２　前項の裁判員候補者の員数は、最高裁判所規則で定めるところにより、地方裁判所が対象事件の取扱状況その他の事項を勘案して算定した数とする。

（裁判員候補者予定者名簿の調製）

第二十一条　市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、選挙人名簿に登録されている者の中から裁判員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第

百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなった旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。

２　市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもって調製する選挙人名簿にあっては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者予定者名簿にあっては、記録）をした裁判員候補者予定者名簿を調製しなければならない。

３　裁判員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製することができる。

（裁判員候補者予定者名簿の送付）

第二十二条　市町村の選挙管理委員会は、第二十条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに裁判員候補者予定者名簿を当該通知をした地方裁判所に送付しなければならない。

（裁判員候補者名簿の調製）

第二十三条　地方裁判所は、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿の送付を受けたときは、これに基づき、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者の氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもって調製する裁判員候補者名簿にあっては、記録。第二十五条及び第二十六条第三項において同じ。）をした裁判員候補者名簿を調製しなければならない。

２　裁判員候補者名簿は、磁気ディスクをもって調製することができる。

３　地方裁判所は、裁判員候補者について、死亡したことを知ったとき、第十三条に規定する者に該当しないと認めたとき、第十四条の規定により裁判員となることができない者であると認めたとき又は第十五条第一項各号に掲げる者に該当すると認めたとき

は、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判員候補者名簿から消除しなければならない。

４　市町村の選挙管理委員会は、第二十一条第一項の規定により選定した裁判員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなったことを知ったときは、前条の規定により裁判員候補者予定者名簿を送付した地方裁判所にその旨を通知しなければならない。ただし、当該裁判員候補者予定者名簿を送付した年の次年が経過したときは、この限りでない。

議事３

検察審査員候補者予定者選定について

『検察審査会法』に基づき、候補者予定者を選定します。

①　９月定時登録の選挙人名簿から選定

↓

②　選定人数については、６月定時登録の選挙人名簿登録者総数が基準となり、各京都検察審査会から下記のとおり割当

京都第一検察審査会		京都第二検察審査会	
第一群	３人	第一群	３人
第二群	４人	第二群	４人
第三群	４人	第三群	４人
第四群	３人	第四群	３人
計	１４人	計	１４人

↓

③　選挙管理委員会で選定（名簿調製プログラム）

↓

④　１０月１５日までに京都第一検察審査会に報告【本年は９月２４日までに報告】

根拠法令　　**検察審査会法（抜粋）**

（欠格事由）

第五条　次に掲げる者は、検察審査員となることができない。

一　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める義務教育を終了しない者。ただし、義務教育を終了した者と同等以上の学識を

有する者は、この限りでない。

二　一年の拘禁刑以上の刑に処せられた者

（就職不能者）

第六条　次に掲げる者は、検察審査員の職務に就くことができない。

一　天皇、皇后、太皇太后、皇太后及び皇嗣

二　国務大臣

三　裁判官

四　検察官

五　会計検査院検査官

六　裁判所の職員（非常勤の者を除く。）

七　法務省の職員（非常勤の者を除く。）

八　国家公安委員会委員及び都道府県公安委員会委員並びに警察職員（非常勤の者を除く。）

九　司法警察職員としての職務を行う者

十　自衛官

十一　都道府県知事及び市町村長（特別区長を含む。）

十二　弁護士（外国法事務弁護士を含む。）及び弁理士

十三　公証人及び司法書士

（除斥事由）

第七条　検察審査員は、次に掲げる場合には、職務の執行から除斥される。

一　検察審査員が被疑者又は被害者であるとき。

二　検察審査員が被疑者又は被害者の親族であるとき、又はあつたとき。

三　検察審査員が被疑者又は被害者の法定代理人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四　検察審査員が被疑者又は被害者の同居人又は被用者であるとき。

五　検察審査員が事件について告発又は請求をしたとき。

六　検察審査員が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

七　検察審査員が事件について被疑者の代理人又は弁護人となつたとき。

八　検察審査員が事件について検察官又は司法警察職員として職務を行つたとき。

（辞職可能者）

第八条　次に掲げる者は、検察審査員の職務を辞することができる。

一　年齢七十年以上の者

二　国会又は地方公共団体の議会の議員。ただし、会期中に限る。

三　前号本文に掲げる者以外の国又は地方公共団体の職員及び教員

四　学生及び生徒

五　過去五年以内に検察審査員又は補充員の職にあつた者

六　過去五年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）の規定による裁判員又は補充裁判員の職にあつた者

七　過去三年以内に裁判員の参加する刑事裁判に関する法律の規定による選任予定裁判員であつた者

八　過去一年以内に裁判員候補者として裁判員の参加する刑事裁判に関する法律第二十七条第一項に規定する裁判員等選任手続の期日に出頭したことがある者（同法第三十四条第七項（同法第三十八条第二項（同法第四十六条第二項において準用する場合を含む。）、第四十七条第二項及び第九十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による不選任の決定があつた者を除く。）
九　重い疾病、海外旅行その他やむを得ない事由があつて検察審査会から職務を辞することの承認を受けた者

（審査員候補者の員数）
第九条　検察審査会事務局長は、毎年九月一日までに、検察審査員候補者の員数を当該検察審査会の管轄区域内の市町村に割り当て、これを市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。
②　検察審査員候補者は、各検察審査会ごとに、第一群から第四群までの四群に分け、各群の員数は、それぞれ百人とする。

（審査員候補者の選定）
第十条　市町村の選挙管理委員会は、前条第一項の通知を受けたときは、当該市町村の選挙人名簿に登録されている者の中からそれぞれ第一群から第四群までに属すべき検察審査員候補者の予定者として当該通知に係る員数の者（公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同法第十一条第一項若しくは第二百五十二条又は政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第二十八条の規定により選挙権を有しなくなつた旨の表示がなされている者を除く。）をくじで選定しなければならない。
②　市町村の選挙管理委員会は、前項の規定により選定した者について、選挙人名簿に記載（公職選挙法第十九条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する選挙人名簿にあつては、記録）をされている氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者予定者名簿にあつては、記録）をした検察審査員候補者予定者名簿を調製しなければならない。
③　検察審査員候補者予定者名簿は、磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

（名簿の送付）
第十一条　市町村の選挙管理委員会は、第九条第一項の通知を受けた年の十月十五日までに検察審査員候補者予定者名簿を管轄検察審査会事務局に送付しなければならない。

（審査員候補者の異動通知）
第十二条　市町村の選挙管理委員会は、第十条第一項の規定により選定した検察審査員候補者の予定者について、死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなつたことを知つたときは、前条の規定により検察審査員候補者予定者名簿を送付した検察審査会事務局にその旨を通知しなければならない。ただし、当該検察審査員候補者の予定者が属する群の検察審査員の任期が終了したときは、この限りでない。

（審査員候補者名簿）
第十二条の二　検察審査会事務局長は、第十一条の規定による検察審査員候補者予定者名簿の送付があつたときは、これに基づき、政令で定めるところにより、検察審査員候補者の氏名、住所及び生年月日の記載（次項の規定により磁気ディスクをもつて調製する検察審査員候補者名簿にあつては、記録。第三項において同じ。）をした検察審査員候補者名簿を調製しなければならない。
②　検察審査員候補者名簿は、磁気ディスクをもつて調製することができる。
③　検察審査会事務局長は、検察審査員候補者名簿に記載をされた者にその旨を通知しなければならない。

（欠格事由等の調査）
第十二条の三　検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査しなければならない。
一　第五条各号に掲げる者であること。
二　第六条各号に掲げる者であること。
三　第八条各号に掲げる者であること。
（質問票）
第十二条の四　検察審査会事務局長は、前条各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、検察審査員候補者に対し、質問票を用いて必要な質問をすることができる。

（公務所等に対する照会）
第十二条の六　検察審査会事務局長は、検察審査員候補者又は検察審査員若しくは補充員について、第十二条の三各号に掲げる事由に該当するかどうかについての検察審査会の判断に資する事情を調査するため、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。

（審査員候補者名簿から消除）
第十二条の七　検察審査会事務局長は、検察審査員候補者について、次に掲げる事由に該当するときは、政令で定めるところにより、当該検察審査員候補者を検察審査員候補者名簿から消除しなければならない。
一　死亡したこと又は衆議院議員の選挙権を有しなくなつたことを検察審査会が知つたとき。
二　検察審査会が第十二条の三各号に掲げる事由に該当する旨の判断をしたとき。
三　検察審査員又は補充員に選定されたとき。

（審査員及び補充員の選定）
第十三条　検察審査会事務局長は、毎年十二月二十八日までに第一群検察審査員候補者の中から各五人の、三月三十一日までに第二群検察審査員候補者の中から各六人の、六月三十日までに第三群検察審査員候補者の中から各五人の、九月三十日までに第四群検察審査員候補者の中から各六人の検察審査員及び補充員をくじで選定しなければならない。
②　前項のくじは、地方裁判所の判事及び地方検察庁の検事各一人の立会いをもつてこれを行わなければならない。この場合において、立会いをした者は、検察審査員及び補充員の選定の証明をしなければならない。

第27回参議院議員通常選挙の結果について

（1）投票状況（選挙区）

		市	京都府
有権者数（人）	男	30,213	971,615
	女	33,395	1,089,289
	計	63,608	2,060,904
投票者数（人）	男	19,507	580,779
	女	20,962	629,581
	計	40,469	1,210,360
投票率（%）	男	64.56	59.77
	女	62.77	57.80
	計	63.62	58.73
期日前投票者数（人）	男	8,108	
	女	9,649	
	計	17,757	
投票者の内、期日前投票者の割合（%）	男	41.56	
	女	46.03	
	計	43.88	

（参考）令和4年参議院議員通常選挙投票率

市	京都府
53.97%	50.91%

令和元年参議院議員通常選挙投票率

市	京都府
48.52%	46.42%

令和6年衆議院議員総選挙投票率

市	京都府
56.85%	53.12%

（2）18歳・19歳投票状況（選挙区）

		18歳	19歳	18歳・19歳合計
有権者数（人）	男	512	483	995
	女	440	465	905
	計	952	948	1,900
投票者数（人）	男	311	265	576
	女	272	272	544
	計	583	537	1,120
投票率（%）	男	60.74	54.87	57.89
	女	61.82	58.49	60.11
	計	61.24	56.65	58.95

（参考）令和4年参議院議員通常選挙投票率

18歳	19歳	18歳・19歳
45.35%	38.03%	41.73%

令和元年参議院議員通常選挙投票率

18歳	19歳	18歳・19歳
35.57%	29.77%	32.68%

令和6年衆議院議員総選挙投票率

18歳	19歳	18歳・19歳
52.31%	41.12%	46.89%

（3）投票区別投票者数（選挙区）

投票区	投票所	有権者数（人）	投票者数（人）	投票率（%）
1	木津小学校	2,937	1,729	58.87%
2	木津川市役所	2,425	1,661	68.49%
3	鹿背山会館	341	226	66.28%
4	市坂集会所	542	282	52.03%
5	梅谷区集会所	228	125	54.82%
6	相楽小学校	3,931	2,388	60.75%
7	吐師会館	821	512	62.36%
8	泉川団地集会所	1,104	699	63.32%
9	東部交流会館	1,455	844	58.01%
10	高の原小学校	3,684	2,663	72.29%
11	兜谷集会所	3,185	2,210	69.39%
12	相楽台小学校	3,065	2,139	69.79%
13	木津川台小学校	5,218	3,578	68.57%
14	梅美台小学校	5,395	3,124	57.91%
15	州見台小学校	5,621	3,531	62.82%
16	加茂支所	2,446	1,397	57.11%
17	加茂小学校	1,915	1,172	61.20%
18	加茂人権センター	352	169	48.01%
19	文化財整理保管センター分室	1,180	735	62.29%
20	当尾の郷会館	430	273	63.49%
21	南加茂台公民館	2,214	1,521	68.70%
22	南加茂台小学校	1,659	1,125	67.81%
23	南加茂台第5集会所	829	566	68.28%
24	山城支所別館	1,020	593	58.14%
25	上狛小学校	881	520	59.02%
26	椿井区公民館	624	357	57.21%
27	北河原区公民館	287	205	71.43%
28	神童子公民館	98	78	79.59%
29	大平尾会館	1,439	827	57.47%
30	北平尾区コミュニティセンター	952	614	64.50%
31	棚倉小学校	1,275	798	62.59%
32	城山台小学校	6,055	3,808	62.89%
合　計		63,608	40,469	63.62%

※第2投票区の数値については、在外選挙人数を含みます。

（4）期日前投票所別投票者数

		投票者数	参考 （R4参議　※木津：17日間）
木津川市役所 （16日間）	男	3,337	2,454
	女	3,487	2,598
	計	6,824	5,052
加茂支所 （8日間）	男	990	791
	女	1,183	922
	計	2,173	1,713
山城支所別館 （8日間）	男	478	351
	女	543	389
	計	1,021	740
イオンモール高の原 （8日間）	男	3,303	1,758
	女	4,436	2,351
	計	7,739	4,109
合　計	男	8,108	5,354
	女	9,649	6,260
	計	17,757	11,614

（5）開票結果

①選挙区

届出番号	候補者氏名	木津川市	京都府
1	にいみ　彰平	11,900	332,523
2	西郷　みなこ	2,231	60,733
3	酒井　つねお	3,680	101,319
4	木村　嘉孝	321	9,785
5	谷口　あおひと	5,404	142,371
6	山本　わかこ	5,061	127,874
7	倉林　明子	3,566	163,805
8	西田　昌司	6,320	190,104
9	二之湯　真士	1,167	55,235

②比例代表

届出番号	政党等名	木津川市	京都府
1	日本共産党	2,402 .125	116,328 .362
2	日本維新の会	7,190	196,471 .919
3	無所属連合	177	5,458 .446
4	日本保守党	1,904	55,505
5	立憲民主党	4,506 .793	113,884 .735
6	参政党	5,264	142,434 .251
7	国民民主党	4,436 .340	124,793 .931
8	チームみらい	568	21,592 .013
9	日本誠真会	222	5,904
10	社会民主党	591	16,216 .706
11	れいわ新選組	2,598 .969	73,985 .207
12	日本改革党	18	658
13	自由民主党	6,357 .766	196,291 .530
14	再生の道	252	7,650 .323
15	公明党	2,789	93,959 .776
16	NHK党	455	12,464 .595

※小数点以下の数値は『按分』による。

衆議院小選挙区
住民基本台帳人口で最小選挙区との較差が２倍以上となる選挙区

	選挙区名	R7.1.1現在 住基台帳人口 （人）	最小選挙区 との較差 （倍）
1	福　岡　５区	548,818	2.103
2	福　岡　３区	541,885	2.076
3	茨　城　６区	538,933	2.065
4	福　岡　２区	537,481	2.059
5	京　都　６区	533,954	2.046
6	北海道　２区	530,790	2.034
7	宮　城　２区	526,523	2.017
8	神奈川１５区	526,459	2.017
9	愛　知１２区	525,694	2.014
10	北海道　３区	525,186	2.012
11	兵　庫　６区	522,300	2.001
12	兵　庫　７区	522,214	2.001

最小選挙区　鳥取　１区　　合計　12　選挙区
261,018　× 2 ＝　522,036 人